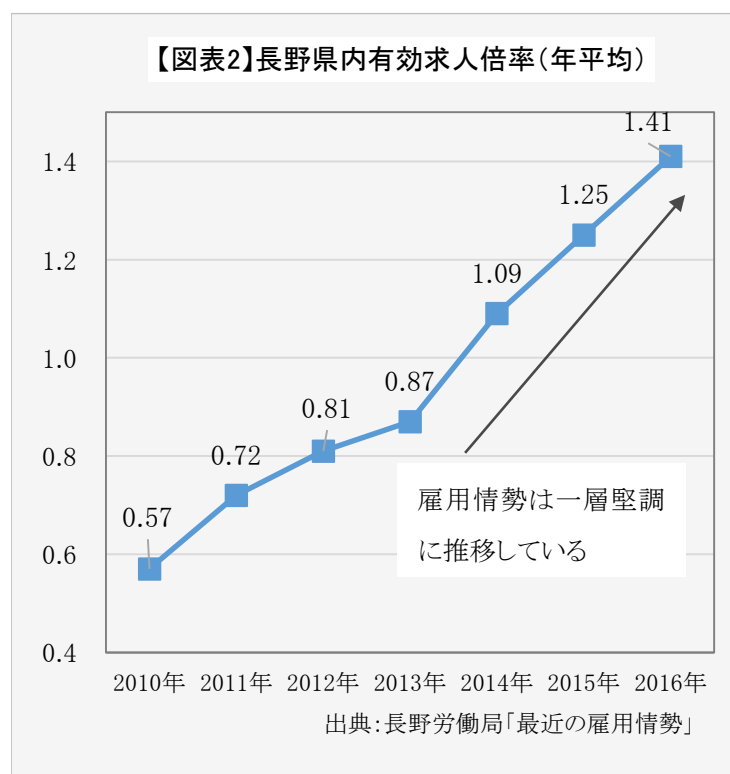
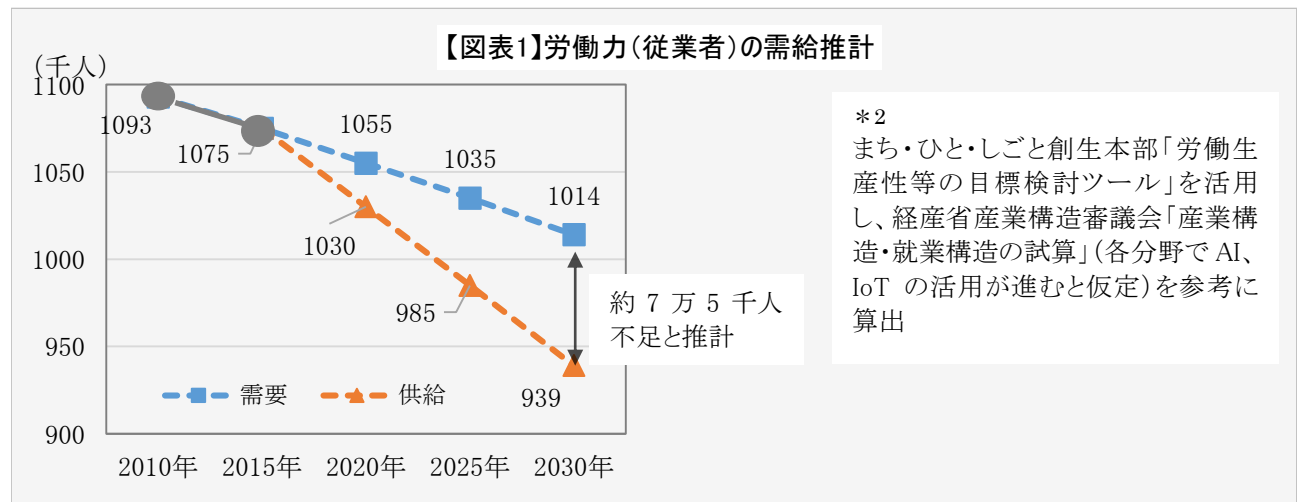


## 1. 労働力の現状、将来予測

長野県における従業者数\*1は、約107万5千人（2015年国勢調査）となり、前回調査比で約1万8千人減少となっている（図表1）。一方、長野労働局によると、県内の有効求人倍率は、年平均では2009年の0.44倍をボトムに7年連続で上昇し、最新の2018年1月は1.70倍で全国11位となっており、「一層堅調に推移している」とされている。本プロジェクトチームの試算では、今後、政府目標の経済成長率2%を達成する等と仮定した場合\*2、2030年には、最大で7万5千人程度の従業者が不足すると推計した（図表1）。このような状況から、産業界では、「人材の確保」が短期的にも中・長期的にも重要な課題となっている。

\*1 従業者数とは、国勢調査の就業者数に年齢不詳者を各年齢層の構成割合で按分して振り分け、県外から県内へ勤務する者、県内から県外へ勤務する者を考慮し算出した人数のため、国勢調査の人数とは異なる。



【図表3】都道府県別有効求人倍率

順位	都道府県	倍率(2018年1月)
1	東京	2.08
2	福井	2.00
3	富山	1.98
3	広島	1.98
5	石川	1.97
6	愛知	1.91
7	岐阜	1.90
8	岡山	1.87
9	香川	1.75
10	山形	1.73
11	長野	1.70

出典:長野労働局「最近の雇用情勢」

## 2. 外国人数の推移

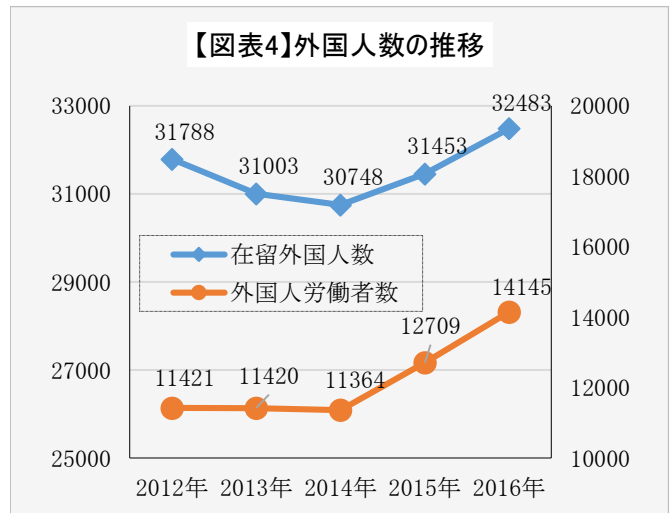
### (1) 在留外国人、外国人労働者数の推移

県内の外国人は、有効求人倍率が1倍を超えた2014年を境に増加傾向にあり、2016年では、在留外国人数は、32,483人となり前年比1,030人(3.3%)の増加、外国人労働者数は、14,145人となり前年比1,436人(11.3%)の増加となっている(図表4)。

増加している労働者を国籍別でみると、ベトナム国籍の労働者が、2016年では1,916人となり、4年前と比較すると1,431人(295.1%)と最も多く増加している。(図表5)。

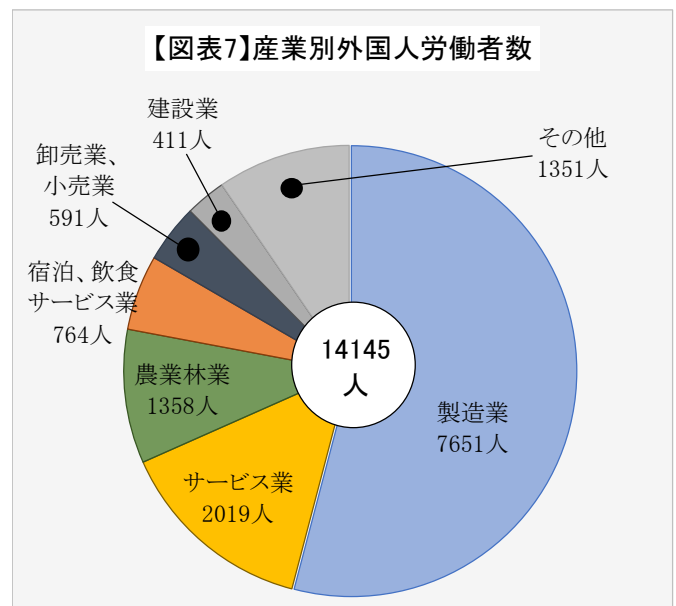
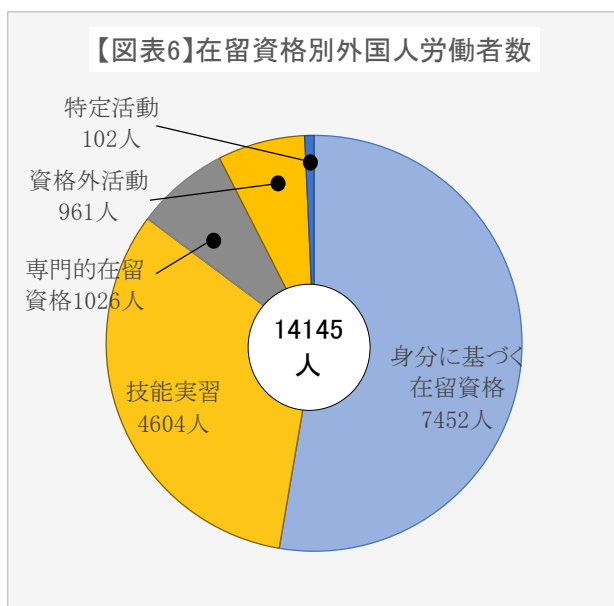
2016年現在、県内に在留する外国人労働者を在留資格別でみると、身分に基づく在留資格(永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等)で働く労働者が7,452人(52.7%)と最も多く、全体の過半数を占めている(図表6)。

また、産業別では、製造業で働く労働者が7,651人(54.1%)と最も多く、農業林業で働く労働者は、1,358人(9.6%)で全体の1割に満たない数となっている(図表7)。



【図表5】国籍別外国人労働者数 単位:人

年	2012	2013	2014	2015	2016
中国	4925	4796	4335	4197	4315
フィリピン	1335	1560	1781	2260	2518
ブラジル	2695	2502	2317	2320	2455
ベトナム	485	580	803	1331	1916
韓国	144	140	162	206	235
ペルー	240	213	189	170	187
ネパール	65	82	91	176	174
その他	1532	1547	1686	2049	2345
合計	11421	11420	11364	12709	14145

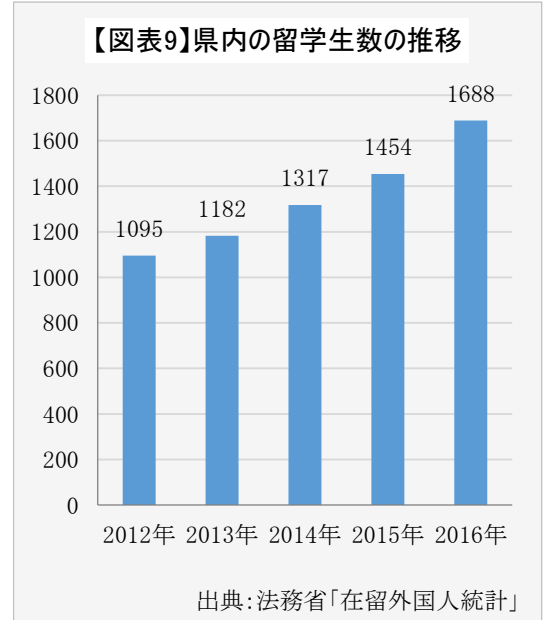
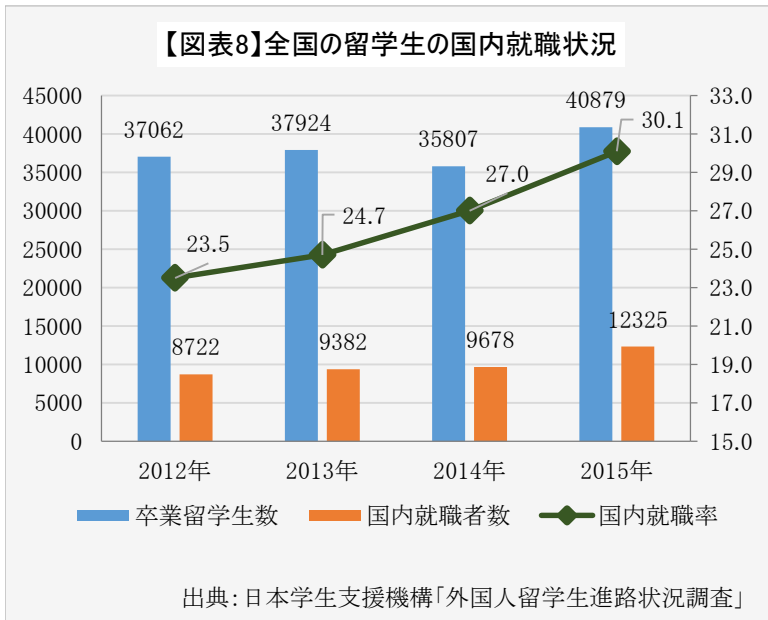


出典:法務省「在留外国人統計」(図表4)  
長野労働局「外国人雇用状況の届出状況」(図表4~7)

## (2) 留学生数の推移

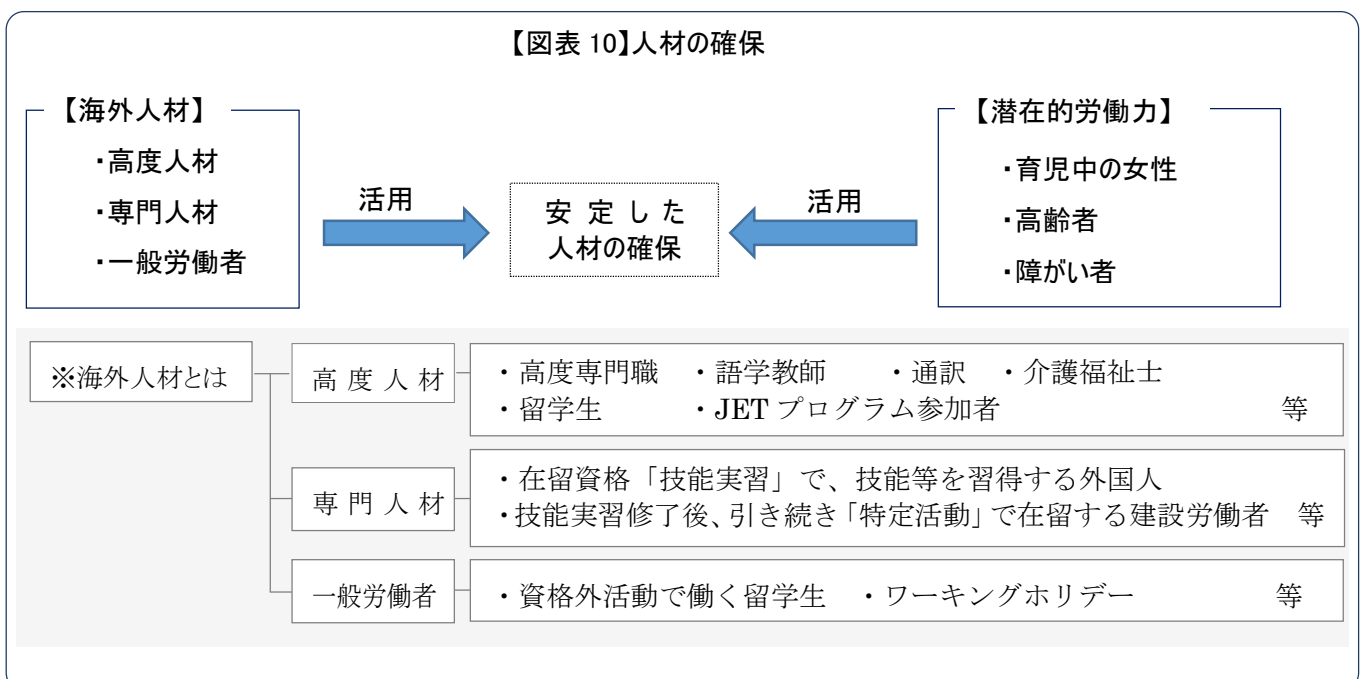
全国の大学・短大等を卒業した留学生のうち国内就職者数は、2015年では12,325人となり、前年比2,647人(27.4%)の増加、国内就職率は30.1%となり、前年比で3.1ポイント上昇している(図表8)。県内においても留学生は増加傾向にあり2016年では1,688人となり、前年比234人(16.1%)の増加となっている(図表9)。

また、政府は「日本再興戦略2016」において、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すとしている。



## 3. 海外人材

人材の確保が重要な課題とされる中、潜在的労働力と言われる育児中の女性や高齢者、障がい者が働ける環境づくりは重要であるが、同時に人口減少社会において、年々増加している海外人材を活用することは必要と考える(図表10)。



## 4. 海外人材を取り巻く環境

### (1) 受入れ体制の整備

政府は、高度人材の積極的な受入れや技能実習生の待遇改善と受入れ企業・団体の監督強化を図るため、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という）の改正や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という）を施行した。今後、海外人材の受入れ拡大にとどまらず、働き方改革の視点に立った検討が進められる（図表 11）。

【図表 11】海外人材受入れに関する施策等

2012年5月	高度人材ポイント制	高度外国人に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入
2014年6月	日本再興戦略改訂2014	管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、外国人技能実習制度を見直す
2016年6月	日本再興戦略2016	外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指す
2017年3月	働き方改革実行計画	高度外国人材が英語等でも活躍できる就労環境の整備とともに、外国人の生活面での環境の整備を進める
2017年9月	入管法	介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格「介護」を創設
2017年11月	技能実習法	技能実習法が施行され、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る。また、対象職種に「介護」を追加

### (2) 就労についての規制

入管法では、永住者、日本人の配偶者等、身分に基づき在留する以外、外国人が日本に在留して就労するには、就労を目的とする在留資格の取得が要求される。また、原則として就労が認められない「留学」「家族滞在」等の在留資格をもつ外国人が、アルバイト等をする場合には、資格外活動の許可を受ける必要があり、許可を得た場合でも原則1週28時間までの規制を受けることとなる（図表 12）。

【図表 12】在留資格一覧表

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労が認められる在留資格(活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学教師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護 ※2017年9月1日施行	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者
技能実習	技能実習生

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格 ※資格外活動許可を受けた場合は一定の範囲内で就労が認められる

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子